

第14回 技能検定職種の統廃合等に関する検討会 議 事 次 第

平成26年11月20日(木)
15:00～17:00
厚生労働省共用第9会議室

1 開会

2 議題

- (1) 平成26年度技能検定職種の統廃合等について
 - ① 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について
 - ② 平成26年度検討会報告書の内容について
- (2) 作業の統廃合等の検討基準等について
- (3) その他

3 閉会

(配付資料)

- 資料1-1 パブリックコメント実施結果
- 資料1-2 「平成26年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書」(案)
- 資料2-1 総務省勧告(平成23年10月)
- 資料2-2 作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準について(現行)
- 資料2-3 技能検定作業別休止状況及び受検申請者数の推移(過去6年分)
- 資料2-4 作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準について(案)
- 資料2-5 作業の統廃合等の検討基準等の新旧対照表

パブリックコメント実施結果

「技能検定職種の統廃合等に関する意見募集」
 に対して寄せられた御意見について

平成 26 年 11 月 日
 厚生労働省
 職業能力開発局
 能力評価課

「技能検定職種の統廃合等に係る意見募集」については、平成 26 年 10 月 30 日から同年 11 月 12 日まで、電子政府の総合窓口等を通じて御意見を募集したところ、3 通（計 5 件）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見等とそれらに対する厚生労働省の考え方について次のとおり取りまとめました。

皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見等の要旨	件数
1	厚生労働省の技能検定試験は各若手社員の目標であり廃止はしない方がよい。基礎知識・基本技術等の資格は国が国民人材教育の先行投資と考えれば教育・技術取得等々決して無駄な事業ではない。	1
2	技能検定職種の統廃合等について、具体的な案を示した上で意見募集すべき。	1
3	その他の御意見（案件に関係の無いもの） <ul style="list-style-type: none"> ・試験内容を時代に合った内容にするよう毎年見直すべき。 ・より多くの方が技能検定に挑戦できるよう広く告知して認知させる努力をすべき。 <p style="text-align: right;">等</p>	3

担当：厚生労働省職業能力開発局能力評価課技能検定班

平成26年度
技能検定職種の統廃合等に関する検討会
報告書
(案)

平成26年〇〇月

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

- | | |
|---------|--|
| 梅津 二郎 | 職業能力開発総合大学校 名誉教授 |
| 大野 高裕 | 早稲田大学理工学術院 教授 |
| ◎ 北浦 正行 | 公益財団法人日本生産性本部 参事 |
| 柴田 裕子 | 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
革新創造センター 部長 |
| 松井 泰則 | 立教大学経営学部 教授 |
| 松本 宏行 | ものづくり大学製造学科 准教授 |
| 八木澤 徹 | 株式会社日刊工業新聞社 論説委員 |
| 和田 正毅 | 職業能力開発総合大学校
能力開発院基盤ものづくり系（機械加工ユニット）教授 |

五十音順・敬称略

◎：座長

(目次)

1	はじめに	1
2	技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断(定量的基準)	1
3	統廃合等検討対象職種の概要	2
	(1) 製版製作	2
	(2) 複写機組立て	3
4	技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断(社会的便益)	4
	(1) 各カテゴリの標準となる点数の設定及び比較	5
	(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング	5
	(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集	6
5	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について	6
6	平成25年度以前の検討会において25年度の実施結果により判断するとしていた職種	7
	(1) 機械木工	7

<参考資料>

(参考資料1) 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書の概要

(参考資料2) 技能検定の社会的便益に係る調査方法等について

1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」（以下「20年度報告書」という。）において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準（検討対象職種の選定、社会的便益の評価）、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を設置し、平成21年度には社会的便益の評価（第2次判断）の具体的な方策について議論するとともに、以降、作業計画に基づき、毎年度、直近6年間の平均受検申請者数が一定の選定基準に該当する職種について、関係業界団体に対するヒアリング調査、一般国民に対する意見募集による意見を集約及び社会的便益の評価を行い、これらの職種の統廃合等に係る方向性について提言を得た。

平成26年度においては、平成20年度～平成25年度の受検申請者数が平均100人以下の職種について、検討を行った。

2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

技能検定職種の統廃合等に際しては、過去6年間の受検申請者数の平均値を職種別に算出し、当該値が100人以下であるか否かを第1次判断基準としている。この基準により職種を検討した結果、表1のとおり、平成20年度～平成25年度の職種別受検申請者数6年平均値が100人以下の職種は都道府県が実施する全114職種中12職種であり、本検討会において既に統廃合等の検討を行っている2職種（機械木工職種及び木型製作職種）を除く10職種が、今回の検討対象の候補職種となる。

表1：6年平均値が100人以下の職種

職種	受検申請者数						6年平均 受検申請者数
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
製版	112	123	111	86	80	70	97
溶射	72	85	121	84	114	87	94
複写機組立て	126	102	114	81	79	53	93
枠組壁建築	72	48	96	205	124	-	91
ウェルポイント施工	64	-	102	-	109	-	69
エーエルシーパネル施工	86	86	85	83	-	69	68
陶磁器製造	77	16	95	-	16	83	57
縫製機械整備	85	83	92	-	78	-	56
金属溶解	46	70	55	43	94	15	54
印章彫刻	37	30	-	-	117	-	46
機械木工	76	1	68	-	-	67	35
木型製作	43	42	46	-	-	66	33

なお、20 年度報告書においては、「第 1 次判断の基準を満たさない職種のうち、例えば今後 2 年又は 3 年に 1 回技能検定を実施するものについては、それぞれ 50 人以上又は 30 人以上の場合は、各実施年における受検者数が約 100 人に達することから検討対象から外すことが適当である」とされている。この基準に従うと、検討対象の候補職種のうち 8 職種（溶射職種、枠組壁建築職種、ウェルポイント施工職種、エーエルシーパネル施工職種、陶磁器製造職種、縫製機械整備職種、金属溶解職種及び印章彫刻職種）は対象から外れることとなる。

この結果、平成 26 年度の統廃合等の検討対象となる職種は 2 職種（製版職種及び複写機組立て職種）となる。

表 2：検討対象候補職種

職種	6年平均 受検申請者数	作業名	試験実施頻度	備考
製版	97	DTP作業	毎年	
溶射	94	防食溶射作業	隔年 (H18-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
		肉盛溶射作業	隔年 (H5-)	
複写機組立て	93	複写機組立て作業	毎年	
枠組壁建築	91	枠組壁工事作業	隔年 (H24-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
ウェルポイント施工	69	ウェルポイント工事作業	隔年 (H18-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
エーエルシーパネル施工	73	エーエルシーパネル工事作業	隔年 (H23-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
陶磁器製造	57	手ろくろ成形作業	3年毎 (H21-)	6年平均値が30人以上 かつ 全作業が3年毎以上の間隔
		絵付け作業	3年毎 (H22-)	
		原型製作作業	休止 (H5-)	
縫製機械整備	56	縫製機械整備作業	隔年 (H23-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
金属溶解	54	鋳鉄キュボラ溶解作業	3年毎 (S61-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
		鋳鉄誘導炉溶解作業	3年毎 (H3-)	
		鋳鋼アーク炉溶解作業	3年毎 (S60-)	
		鋳鋼誘導炉溶解作業	3年毎 (S61-)	
		軽合金反射炉溶解作業	3年毎 (H19-)	
印章彫刻	46	模型製作作業	3年毎 (H24-)	6年平均値が30人以上 かつ 全作業が3年毎以上の間隔

3 統廃合等検討対象職種の概要

(1) 製版製作

- ・ DTP作業
印刷物を作成するための印刷用の版を作製する作業

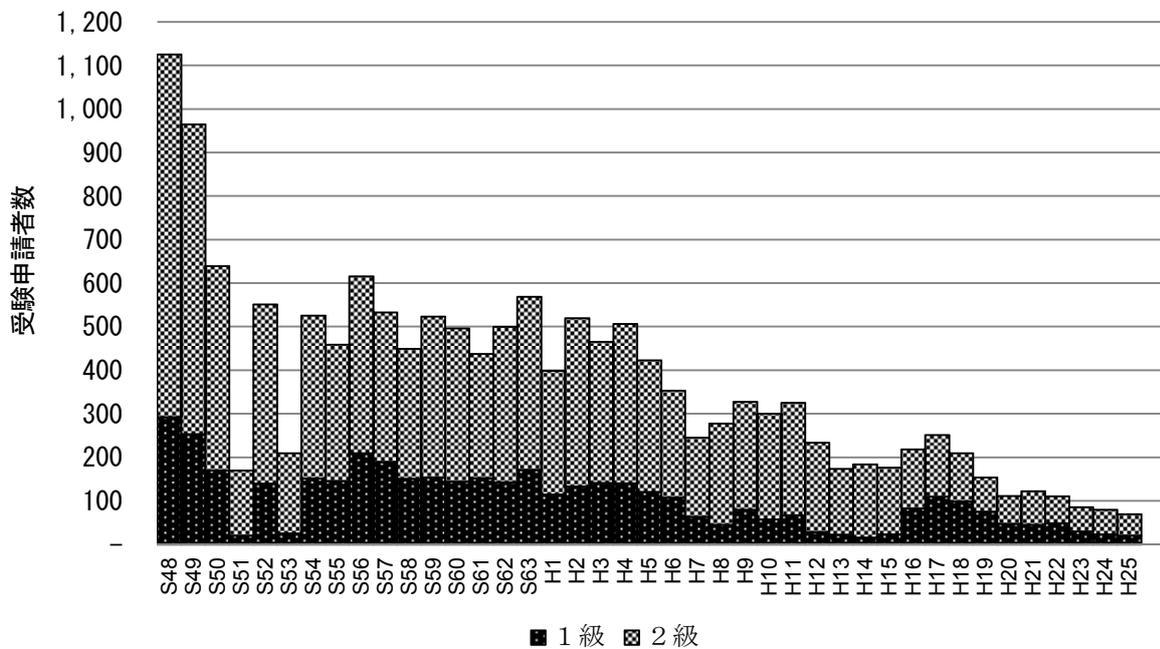
昭和 37 年度に活版製版工職種として新設された。その後職種の追加及び名称変更を経

て、昭和 48 年度に活版文選職種、活版植字職種、写真植字職種、写真凸版製版職種、プロセス製版写真職種、プロセス製版修整職種、プロセス製版焼付け職種及びプロセス製版校正職種の 8 職種を統合し製版職種となった。その後作業の追加及び統廃合が行われ、現在は DTP 作業のみとなっている。

昭和 48 年度以降は受検申請者数が減少傾向にあり、平成 23 年度以降は 100 人を下回る状況が続いている。平成 25 年度まで毎年試験を実施してきており、平成 26 年度も試験を実施する予定である。

平成 25 年度までの累計受検申請者数は 24,600 人（1 級 7,074 人、2 級 17,526 人）、累計合格者数は 8,843 人（1 級 2,493 人、2 級 6,350 人）である。

図 1 製版職種 受検申請者数の推移



(2) 複写機組立て

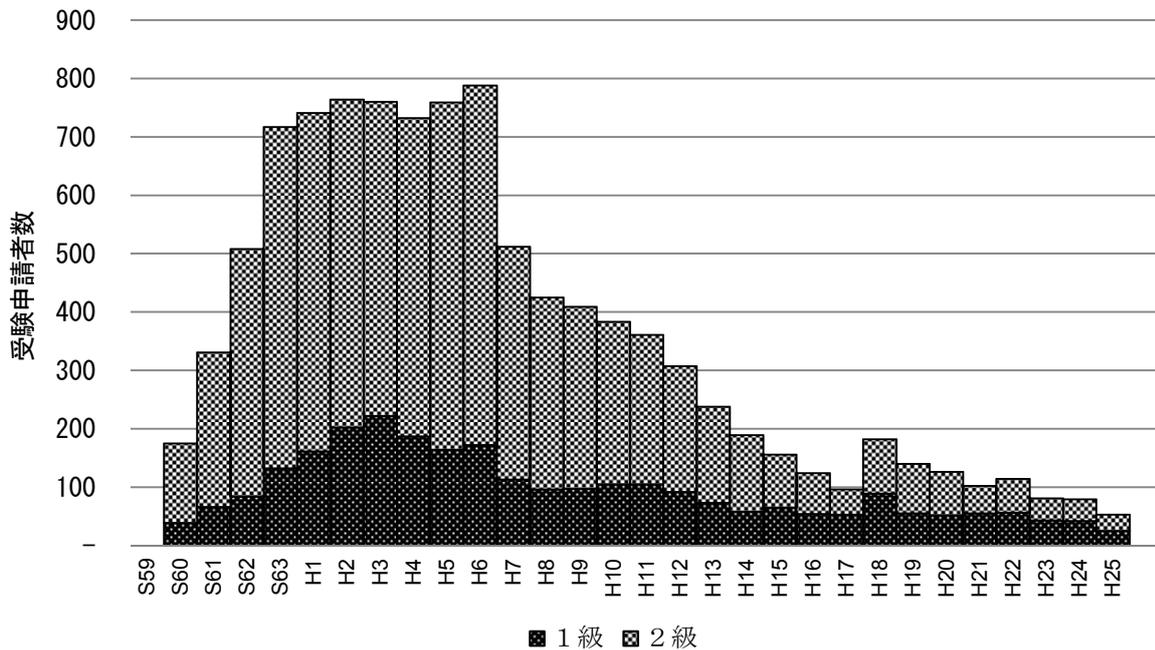
- ・複写機組立て作業
静電複写機の組立て及び調整を行う作業

昭和 59 年度に複写機組立て職種として新設された。

平成 6 年度以降は受検申請者数が減少傾向にあり、平成 23 年度以降は 100 人を下回る状況が続いている。平成 25 年度まで毎年試験を実施してきたが、平成 26 年度は試験を休止している。

平成 25 年度までの累計受検申請者数は 10,352 人（1 級 2,757 人、2 級 7,595 人）、累計合格者数は 2,564 人（1 級 688 人、2 級 1,876 人）である。

図2 複写機組立て職種 受検申請者数の推移



4 技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断（社会的便益）

20年度報告書において、技能検定の有する社会的便益が、表3に示す12項目に整理された。また同報告書では、これらの12項目について採点を行って職種のカテゴリごとの標準的な社会的便益（標準点数）を算出し、所属カテゴリの標準点数の8割未満の職種については、廃止、他職種と統合して都道府県で実施又は指定試験機関へ移行するという提言がなされた。

表3：技能検定の有する社会的便益

業界にとっての便益	① 技能伝承の観点から必要 ② 必須部品の品質維持に必要 ③ 統一的な技能の評価に役立つ
雇用主にとっての便益	① 企業の社員教育として役立っている ② 従業員への目標設定となっている ③ 若手技能者の確保・定着に大きな効果がある
受検者にとっての便益	① 公共工事における経営事項審査、技能士現場常駐制度等 ② 技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ ③ キャリア形成に役立つ
消費者・国民にとっての便益	① 消費者・国民による、製品・サービスに対する安心・信頼の確保 ② 伝統産業の振興に役立つ ③ 国際競争力・国の技術レベルの維持

この提言を受け、平成 21 年度に技能検定の社会的便益に係るアンケート調査を実施したところであるが、時間の経過を踏まえ、再度調査を行うこととした。

(1) 各カテゴリの標準となる点数の設定及び比較

20 年度報告書では、第 2 次判断基準の客観性を確保するため、職種ごとに社会的便益を点数化し、それぞれのカテゴリごとの標準的な社会的便益（標準点数）の 8 割未満であった職種については、廃止、他職種と統合して都道府県知事が実施する方式（以下「都道府県方式」という。）で実施、又は指定試験機関が実施する方式（以下「指定試験機関方式」という。）へ移行することとされている。

そこで、職種のカテゴリごとの標準点数を設定するために、技能検定の実施に協力している関係業界団体に対し、技能検定の社会的便益に係るアンケート調査を実施した。（配付数 311 件、回収数 203 件、回収率 65%）

アンケート調査に際しては、20 年度報告書に示された 12 の社会的便益の 5 段階評価に加え、業界、雇用主、受検者に対する社会的便益に関しては、傘下の企業等における実際の活用状況を加味した補正を行った（参考資料 2 参照）。なお、同一の職種で複数の団体から回答を得た場合には、それらの回答の平均値をもって当該職種の評点とした。

その結果、各カテゴリの平均評点は表 4 のとおりであり、今回の検討対象職種のうち、当該平均評点の 8 割を下回ったのは、製版職種及び複写機組立て職種であった。

表 4： 職種カテゴリごとの平均評点、8 割値及び統廃合等検討対象職種の評点

カテゴリ		合計	8 割値	統廃合等検討対象職種	評点	8 割比	
建設型		52.4	41.9	(該当職種なし)			
製造型	製品生産型	労働集約型	50.2	40.1	製版	25.3	×
		機械化型	49.3	39.4	複写機組立て	5.0	×
	生産支援型	整備型	52.1	41.7	(該当職種なし)		
		生産基盤提供型	49.8	39.9	(該当職種なし)		
		工芸型	51.4	41.2	(該当職種なし)		
その他		51.6	41.3	(該当職種なし)			

(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

技能検定の社会的便益に関して、①技能検定の活用の現状、②技能検定が国家試験でなくなった場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体に対するヒアリングを実施した。

結果、関係業界団体の意向は表 5 のとおりである。

【「製版」職種については、今後の検討会における議論等を踏まえ、記述予定】

「複写機組立て」職種については、

1. 複写機の組立工場が全て海外に移転しており、国内で複写機を組み立てる工場がなく、国内に複写機を組み立てる技能が必要ないこと
2. 現在のデジタル複写機は、その構造のノウハウが企業秘密レベルとなっており、技能検定ではなく各企業で人材育成をする状況となっていることから、国内において技能検定の需要がないことが示された。

表5：職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
製版 [6年平均受検申請者数97人]	都道府県方式での継続を希望
複写機組立て [6年平均受検申請者数93人]	廃止やむなし

(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかに、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、平成26年10月30日～11月12日までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、3通（計5件）の意見をいただいた。寄せられた意見は表6のとおりである。

表6：パブリックコメント実施結果

番号	御意見等の要旨	件数
1	厚生労働省の技能検定試験は各若手社員の目標であり廃止はしない方がよい。基礎知識・基本技術等の資格は国が国民人材教育の先行投資と考えれば教育・技術取得等々決して無駄な事業ではない。	1
2	技能検定職種の統廃合等について、具体的な案を示した上で意見募集すべき。	1
3	その他の御意見（案件に関係の無いもの） ・試験内容を時代に合った内容にするよう毎年見直すべき。 ・より多くの人々が技能検定に挑戦できるよう広く告知して認知させる努力をすべき。	3
	等	

5 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

以上を踏まえ、統廃合等検討対象2職種に係る都道府県方式による存続の可否について検討した。

- (1) 製版職種は、平成20年度から25年度までの6年間平均受検申請者数が97人と100人以下となっており、国家検定職種としての需要は低下している。また、このことは社会的

便益の評価からも示されている。

【結論については今後の検討会における議論等を踏まえ、記述予定】

(2) 複写機組立て職種は、平成20年度から25年度までの6年間平均受検申請者数が93人と100人以下となっており、国家検定職種としての需要は低下している。また、このことは社会的便益の評価及び関係業界団体からの意見においても示されており、一般国民から当該職種の社会的便益について直接の意見もなかったところである。よって、既に関係業界団体から廃止について了解が得られていることも踏まえ、当該職種については廃止とすべきである。

また、職種廃止する際には、受検申請者数の見込みを十分考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施に配慮すべきである。

6 平成25年度以前の検討会において25年度の実施結果により判断するとしていた職種

これまでの統廃合等検討会において、次回実施する試験の結果も含めて判断することとされていた職種については以下の状況であり、既に議論されているとおり都道府県方式による実施として差し支えないことを確認した。

(1) 機械木工

平成25年度検討会報告書において「機械木工職種は職種統合したものの、6年平均受検申請者数が30人未満と少ないことから、本来、職種廃止等の検討対象とすべきものであるが、統合後の受検申請者数を含めた評価可能な状況に至っていないことから、次回試験を実施する平成25年度の受検申請者数を踏まえた上で、関係業界団体による技能検定の活性化、受検申請者の増加に向けた取組及びその効果等社会的便益を改めて評価し、判断することが適当である。」とされている。

平成25年度の受検申請者数は67人であり、

- i. 6年平均の受検申請者数は、30人以上（35人）
- ii. 全作業（機械木工作業及び木工機械整備作業）が3年毎以上の実施となっている。

なお、本検討会において「都道府県方式による実施」との結論に達した職種であっても、今後、受検申請者数の減少により、再び第1次判断（定量的基準）に該当することとなれば、改めて統廃合等について検討する必要がある。



総評第90号

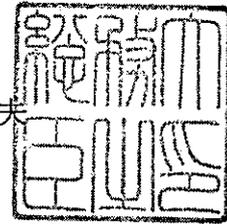
平成23年10月14日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

総務大臣

川端 達夫



検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査の結果（勧告）

この度、検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査を実施した結果、別紙のとおり貴省所管事項について改善する必要の認められるものがありますので、勧告します。

なお、これについては、別添の検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果報告書を参照の上適切な改善措置を講じ、その結果を平成24年4月16日までに御回答ください。

担当：行政評価局評価監視官 安原 英樹

電話：(5253) 5440

検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する
調査結果に基づく勧告（抄）（平成23年10月 総務省）

3 申請手続の負担軽減等の推進

(2) 資格取得要件の緩和等

- ⑥ 受検者数が継続して少なくなっている資格について、その社会的必要性を勘案し、統廃合を検討しているが、更なる見直しを行う余地があると考えられるものや、試験事業の効率化を図る観点から、類似するとみられる他の資格との事務の共通化を行うことなどについて検討を行う必要があると考えられるもの（技能士等4制度）

【所見】

したがって、関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る申請手続の負担軽減等を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

(2) 資格取得要件の緩和等

- ⑥ 受験者数が少なくなっている資格について、その必要性等を再度検討し、廃止、類似する他の資格との統合等を含めその在り方を見直すこと。（厚生労働省）

表Ⅱ-3-(2)-⑥-a

件名	受検者数が継続して少なくなっている資格について、その社会的必要性を勘案し、統廃合を検討しているが、更なる見直しを行う余地があると考えられるもの								
資格名	技能士	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成 21 年度)	746,053 人
関係法令	職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号） 職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号） 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）								

1 技能検定制度の概要

職業能力開発促進法第 44 条等の規定に基づき、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的として、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する「技能検定制度」が昭和 34 年から設けられている。

この技能検定は、同法施行令第 2 条で定める 136 の職種（例：ファイナンシャル・プランニング）ごとに、同法施行規則第 61 条で定める原則として 6 の等級（例：1 級）に区分して行うこととされており、これらに合格した者は、合格した職種及び等級を表示して「技能士」と称することができることとされている。

なお、136 の検定対象職種のうち 61 職種については、表 1 のとおり、さらに具体的な作業区分が設けられ、その作業区分ごとに技能検定が行われている。

表 1 技能検定の対象職種等の例

職種	等級	作業区分
ファイナンシャル・プランニング	1 級、2 級、3 級	資産相談業務
		資産設計提案業務
		個人資産相談業務
		中小事業主資産相談業務
		生保顧客資産相談業務
光学機器製造	特級、1 級、2 級	光学ガラス研磨作業
		光学機器組立て作業
調理	なし	日本料理調理作業
		すし料理調理作業
		西洋料理調理作業
		中国料理調理作業
		麺料理調理作業
		給食用特殊料理調理作業

(注) (職業能力開発促進法等の規定に基づき、当省が作成した。)

2 技能検定職種の統廃合

(統廃合の実施状況)

技能検定制度については、「規制改革推進のための第 2 次答申」（平成 19 年 12 月 25 日規制改革会議）等において、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかを検証し、その見直しを行うこととされている。

これらを踏まえ、厚生労働省では、省内に「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査委員会」を設置するなどして、技能検定職種の統廃合の余地について検討を進めている。

この検討の中では、統廃合の具体的な判断基準として、①過去 6 年間の年間平均受検者数が 100 人以下となっている職種を選定し（第 1 次判断）、②①により選定した職種について、関係業界団体等に対するヒアリング及び一般国民への意見募集を基に、業界、雇用主、受検者及び消費者それぞれにとっての社会的便益を勘案し、その存続の適否を判断する（第 2 次判断）こととしている。

上記の判断基準に基づき、平成22年10月には、表2のとおり、まずは年間平均受検者数が30人以下となっている木工機械整備等10の職種の全てについて、統廃合を進めることとしている。

表2 統廃合を検討している職種

職種	受検者数(単位:人)						
	6年間 平均	平成15 年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
木工機械整備	28	—	66	—	60	1	41
建築図面製作	20	34	23	12	32	2	18
ファインセラミックス製品製造	17	40	25	38	—	—	—
れんが積み	13	—	22	—	30	—	28
ガラス製品製造	9	—	33	—	22	—	—
竹工芸	8	—	20	—	—	25	—
金属研磨仕上げ	7	—	18	—	25	—	—
製材のこ目立て	6	—	—	—	—	—	36
漆器製造	4	—	25	—	—	—	—
コンクリート積みブロック施工	3	—	12	—	5	—	2

(注) 1 「平成21年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書(平成22年10月)」に基づき、当省が作成した。

2 表中の「—」は、当該職種に係る試験を休止しているものを示す。

(更なる見直しの余地)

なお、上記の判断基準の①となっている過去6年間の年間平均受検者数については、職種全体の受検者数の合計を基にしているため、表3及び4のように、試験の実施単位となっている等級又は作業区分ごとにみた場合には、受検者数が継続的に極端に少なくなっているものもみられる。これらについては、個々の等級又は作業区分ごとに社会的便益を勘案し、更に等級や作業区分の統廃合等について検討する余地があるものと考えられる。

表3 等級別の受検者数の推移(「寝具製作」職種の例)

職種	等級	受検者数(単位:人)				
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
寝具製作	1級	—	16	—	—	17
	2級	—	10	—	—	17
	基礎1級	0	0	0	0	0
	基礎2級	158	142	168	201	171
	合計	158	168	168	201	205

(注) 1 「平成21年度技能検定実施状況(厚生労働省職業能力開発局能力評価課)」に基づき、当省が作成した。

2 表中の「—」は、当該等級に係る試験を休止しているものを示す。

3 網掛け部分は、受検者数が極端に少なくなっている等級を示す。

表4 作業区分別の受検者数の推移（「放電加工」職種の例）

職種	等級	作業区分	受検者数（単位：人）				
			平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
放電加工	特級	(なし)	32	29	34	35	42
	1級	形彫り放電加工作業	19	15	1	2	7
		数値制御形彫り放電加工作業	68	67	77	69	66
		ワイヤ放電加工作業	177	194	186	224	192
	2級	形彫り放電加工作業	24	28	—	1	13
		数値制御形彫り放電加工作業	124	145	168	201	185
		ワイヤ放電加工作業	247	307	303	360	288
	合計		691	785	769	892	793

(注) 1 「平成21年度技能検定実施状況（厚生労働省職業能力開発局能力評価課）」に基づき、当省が作成した。

2 表中の「—」は、当該作業区分に係る試験を休止しているものを示す。

3 網掛け部分は、受検者数が極端に少なくなっている作業区分を示す。

技能検定制度における作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準等について

平成 24 年 11 月 13 日
技能検定制度の統廃合等に関する検討会

1 趣旨

- (1) 技能検定制度は、労働者の技能向上の目標や企業内の人材育成のツールとして、基幹産業の発展に貢献してきたところであるが、引き続きこの制度の安定的な運営を図るためには変化する産業動向に適合したものとする必要がある。
- (2) こうした中で、平成 23 年 10 月の総務省「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査の結果（勧告）」において、技能検定制度等に対して「受験者数が少なくなっている資格について、その必要性等を再度検討し、廃止、類似する他の資格との統合等を含めその在り方を見直すこと。」との指摘がなされたところである。
- (3) このため、技能検定制度について関係者の意見を踏まえ、必要な基盤となる技能と技術革新とが整合した見直しを定期的に行うことが重要であり、これまで技能検定制度の統廃合等の検討が進められてきたところであるが、更に技能検定制度の実施単位である作業についても、受験者数の少ない技能検定制度作業を対象に、計画的な検証を行い、必要な見直しを行う必要がある。
- (4) 具体的には、見直しの進め方として、まず、試験内容の妥当性、技能検定制度活用への業界の取組等の技能検定制度の活性化のための取組を優先して、検討及び実施することとし、そのような検討を行っても受験者数が増加しない作業については、他の作業との統合あるいは作業の廃止の検討を行う。
- (5) なお、検討に当たっては、対象となる作業分野に係る専門家により、既存作業との類似性や関係等技術的な側面を踏まえて実施する必要がある。

2 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

全ての作業について検証を行い、必要な見直しを行うことが望ましいが、対象数が膨大であり、変化する産業動向や作業現場の実態への対応や見直しの効率性の観点から、優先順位を明確にする必要がある。このため、前掲の総務省勧告も踏まえ、受験者数の少ない作業を検討対象とすることとし、以下の基準により選定すべきである。

なお、検討対象としては、下記の(1)～(3)の各々の③に該当する過去6年間の1作業当たりの年間平均受験申請者数（以下、「平均受験申請者数」という。）であるにも関わらず、「当面休止又は不定期実施」となっていないものを優先するとともに、順次「当面休止又は不定期実施」となっているものについても検討対象とする。

(1) 1職種1作業の場合

平均受験申請者数 100 人以下(直近 2 実施年の受験申請者数がいずれも 100

人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 50 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 30 人以上で、3 年毎の実施であるもの
- ③ 平均受検申請者数 29 人以下で、当面休止又は不定期実施であるもの
注 「不定期実施」とは、受検申請者数の減少により、定期的な実施が行われず 3 年を超える間隔で実施されているもの

(2) 1 職種 2 作業の場合 (100÷2→50)

平均受検申請者数 50 人以下 (直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 50 人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 25 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 15 人以上で、3 年毎の実施であるもの
- ③ 平均受検申請者数 14 人以下で、当面休止又は不定期実施であるもの

(3) 1 職種 3 作業以上の場合 (100÷3→30)

平均受検申請者数 30 人以下 (直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 30 人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 15 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 9 人以上で、3 年毎の実施であるもの
- ③ 平均受検申請者数 8 人以下で、当面休止又は不定期実施であるもの

3 検討体制及び検討内容

対象となった作業については、職種ごとに職業能力開発専門調査員会を設置し、技能検定の活性化を図るための施策も含め、次の観点から作業の実態を踏まえて検討を行う。

- ① 試験内容の妥当性
 - ・ 事業所現場における技能の実態の把握
 - ・ 事業所現場における技術革新の進展に伴い求められる技能の変化状況
 - ・ 他の作業との技能の重複状況
 - ・ 出題範囲「試験科目及びその範囲並びにその細目」の見直し
- ② 関係業界の取組
 - ・ 業界内での技能士の評価及び活用の状況
 - ・ 技能士資格取得による労働者のメリットの状況
 - ・ 技能士雇用による企業のメリットの状況
 - ・ 技能士養成の教育訓練の取組状況
- ③ 社会的便益の状況

- ・ 社会的ニーズの状況、必要性の状況
 - ・ 残していかなければならない技能の検討
- ④ 試験実施間隔の見直し
- ・ 受検者数に応じた試験実施間隔の検討（一部等級のみの実施を含む）
- これらの検討の結果を踏まえ、必要な取り組みを促すこととするが、毎年、関係業界等の取組状況や技能検定試験への需要等について情報収集を3年間程度行ったうえでも受検申請者増が見込めないと判断される場合には、必要に応じて改めて職種ごとの職業能力開発専門調査員会で他の作業との統合、作業の廃止の観点から検討を行う。

技能検定作業別休止状況及び受検申請者数の推移(過去6年分)

資料2-3

統廃合検討 優先順位	作業名	職種名	受検申請者数						6年平均	作業数	実施間隔	備考	直近の実施 公示年度	休止年数 (注2)
			H20	H21	H22	H23	H24	H25						
3	スクリーンなせん作業	染色	-	-	-	-	-	-	5	不定期	※H26検討予定	H7	19	
3	ブローチ盤作業	機械加工	-	-	-	-	-	-	24	不定期		H8	18	
3	広告面プラスチック仕上げ作業	広告美術仕上げ	-	-	-	-	-	-	3	不定期	※H25から検討継続中	H8	18	
3	ホーニング盤作業	機械加工	-	-	-	-	-	-	24	不定期		H11	15	
3	自由鍛造作業	鍛造	-	-	-	-	-	-	3	不定期		H12	14	
3	衛生白衣製造作業	布はく縫製	-	-	-	-	-	-	2	不定期		H12	14	
3	原型製作作業	陶磁器製造	-	-	-	-	-	-	3	不定期		H12	14	
3	ゴム印彫刻作業	印章彫刻	-	-	-	-	-	-	2	不定期		H15	11	
3	けがき作業	機械加工	-	-	-	-	-	-	24	不定期		H16	10	
3	型紙なせん作業	染色	-	-	-	-	-	-	5	不定期	※H26検討予定	H16	10	
3	歯車形削り盤作業	機械加工	-	-	-	-	-	-	24	不定期		H17	9	
3	かさ歯車歯切り盤作業	機械加工	-	-	4(注1)	-	-	-	1	24	不定期	H17	9	
3	原動機整備作業	鉄道車両製造・整備	1(注1)	1(注1)	-	-	-	-	0	8	不定期	H17	9	
3	形彫り放電加工作業	放電加工	3(注1)	20	1(注1)	-	1(注1)	-	4	3	不定期	H21	5	
3	構造物現図作業	鉄工	-	12	-	-	-	-	2	3	不定期	H21	5	
3	立旋盤作業	機械加工	1(注1)	1(注1)	8	2(注1)	2(注1)	1(注1)	3	24	不定期	H22	4	
3	ラップ盤作業	機械加工	-	-	25	-	-	-	4	24	不定期	※H25検討済	H22	4
3	紳士注文服製作作業	紳士服製造	-	-	7	-	-	-	1	4	不定期	※H26検討予定	H22	4
3	肖像写真銀塩作業	写真	-	13	14	-	-	1(注1)	5	3	不定期	※H25から検討継続中	H22	4
3	数値制御平面研削盤作業	機械加工	-	2	6	4	7	1(注1)	3	24	不定期		H24	2
3	数値制御円筒研削盤作業	機械加工	-	3	8	1	5	2(注1)	3	24	不定期		H24	2
3	紳士既製服型紙製作作業	紳士服製造	-	17	-	-	31	-	8	4	不定期	※H25検討済	H24	2
3	複写機組立て作業	複写機組立て	126	102	114	81	79	53	93	1	不定期	※H26職種統廃合検討対象	H25	1
1	軽合金溶解炉溶解作業	金属溶解	-	-	31	-	-	-	5	3	3年毎	※H26検討予定	H26	
1	数値制御ボール盤作業	機械加工	-	23	-	3(注1)	16	-	7	24	3年毎	※H26検討予定	H24	
1	超硬刃物研磨作業	切削工具研削	35	-	27	-	22	-	14	2	3年毎	※H25検討済	H24	
1	手ろろ成形作業	陶磁器製造	-	16	-	-	16	-	5	3	3年毎	※H25検討済	H24	
1	広告面ペイント仕上げ作業	広告美術仕上げ	21	1(注1)	14	-	1(注1)	9	8	3	3年毎	※H25から検討継続中	H25	
1	化学洗浄作業	産業洗浄	19	-	24	2	-	22	11	2	3年毎	※H25から検討継続中	H25	
2	DTP作業	製版	112	123	111	86	80	70	97	1	毎年	※H26職種統廃合検討対象	H26	

(注1) 技能検定実技試験の免除資格を持つ者から受検申請があったものであり、試験は実施していない。

(注2) 空欄になっている作業は休止していない作業である。

(案)

技能検定制度における作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準等について

平成 24 年 11 月 13 日 制定

平成 26 年〇月〇日 一部改正

技能検定制度の統廃合等に関する検討会

1 趣旨

- (1) 技能検定は、労働者の技能向上の目標や企業内の人材育成のツールとして、基幹産業の発展に貢献してきたところであるが、引き続きこの制度の安定的な運営を図るためには変化する産業動向に適合したものとする必要がある。
- (2) こうした中で、平成 23 年 10 月の総務省「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査の結果（勧告）」において、技能検定制度等に対して「受験者数が少なくなっている資格について、その必要性等を再度検討し、廃止、類似する他の資格との統合等を含めその在り方を見直すこと。」との指摘がなされたところである。
- (3) このため、技能検定試験について関係者の意見を踏まえ、必要な基盤となる技能と技術革新とが整合した見直しを定期的に行うことが重要であり、これまで技能検定制度の統廃合等の検討が進められてきたところであるが、更に技能検定試験の実施単位である作業についても、受験者数の少ない技能検定制度を対象に、計画的な検証を行い、必要な見直しを行う必要がある。
- (4) 具体的には、見直しの進め方として、まず、試験内容の妥当性、技能検定制度活用への業界の取組等の技能検定の活性化のための取組を優先して、検討及び実施することとし、そのような検討を行っても受験者数が増加しない作業については、他の作業との統合あるいは作業の廃止の検討を行う。
- (5) なお、検討に当たっては、対象となる作業分野に係る専門家により、既存作業との類似性や関係等技術的な側面を踏まえて実施する必要がある。

2 作業の統廃合等の検討対象の選定基準について

全ての作業について検証を行い、必要な見直しを行うことが望ましいが、対象数が膨大であり、変化する産業動向や作業現場の実態への対応や見直しの効率性の観点から、優先順位を明確にする必要がある。このため、前掲の総務省勧告も踏まえ、受験者数の少ない作業を検討対象とすることとし、以下の基準により選定すべきである。

(1) 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

ア 1 職種 1 作業の場合

平均受験申請者数 100 人以下（直近 2 実施年の受験申請者数がいずれも 100 人を超えているものを除く）。

(案)

但し、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 50 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 30 人以上で、3 年毎の実施であるもの

イ 1 職種 2 作業の場合 (100÷2→50)

平均受検申請者数 50 人以下 (直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 50 人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 25 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 15 人以上で、3 年毎の実施であるもの

ウ 1 職種 3 作業以上の場合 (100÷3→30)

平均受検申請者数 30 人以下 (直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 30 人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 15 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 9 人以上で、3 年毎の実施であるもの

(2) 作業の廃止対象の選定基準

上記 (1) に関わらず、設置されている全等級において、直近 10 年間にわたって、実施公示のない作業については、廃止対象とする。

3 検討体制及び検討内容

対象となった作業については、職種ごとに職業能力開発専門調査員会を設置し、技能検定の活性化を図るための施策も含め、次の観点から作業の実態を踏まえて検討を行う。

- ① 試験内容の妥当性
 - ・事業所現場における技能の実態の把握
 - ・事業所現場における技術革新の進展に伴い求められる技能の変化状況
 - ・他の作業との技能の重複状況
 - ・出題範囲「試験科目及びその範囲並びにその細目」の見直し
- ② 関係業界の取組
 - ・業界内での技能士の評価及び活用の状況
 - ・技能士資格取得による労働者のメリットの状況
 - ・技能士雇用による企業のメリットの状況
 - ・技能士養成の教育訓練の取組状況
- ③ 社会的便益の状況

(案)

- ・社会的ニーズの状況、必要性の状況
- ・残していかなければならない技能の検討

④ 試験実施間隔の見直し

- ・受検者数に応じた試験実施間隔の検討（一部等級のみの実施を含む）

これらの検討の結果を踏まえ、必要な取り組みを促すこととするが、毎年、関係業界等の取組状況や技能検定試験への需要等について情報収集を3年間程度行ったうえでも受検申請者増が見込めないと判断される場合には、必要に応じて改めて職種ごとの職業能力開発専門調査員会で他の作業との統合、作業の廃止の観点から検討を行う。

技能検定の作業の統廃合等について (新旧対照表)

現行

作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準

(H24. 11. 13技能検定職種の統廃合等に関する検討会)

技能検定の作業の統廃合等に係る検討対象は、作業の6年平均受検申請者数が下表の基準を下回ったものとする。

ただし、検討対象を選定は、最左列の「優先順位」の順とする。

優先順位	実施頻度	当該作業が含まれる職種の作業数		
		1 作業	2 作業	3 作業以上
1	毎年	29人以下	14人以下	8人以下
	隔年			
	3年毎			
2	毎年	100人以下	50人以下	30人以下
	隔年	49人以下	24人以下	14人以下
	3年毎	29人以下	14人以下	8人以下
3	当面休止 又は 不定期実施	受検申請者数に関する規定なし		

案

作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準等

(H26. 〇. 〇技能検定職種の統廃合等に関する検討会)

(1) 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

技能検定の作業の統廃合等に係る検討対象は、作業の6年平均受検申請者数が下表の基準を下回ったものとする。

ただし、検討対象を選定は、最左列の「優先順位」の順とする。

優先順位	実施頻度	当該作業が含まれる職種の作業数		
		1 作業	2 作業	3 作業以上
1	毎年	29人以下	14人以下	8人以下
	隔年			
	3年毎			
2	毎年	100人以下	50人以下	30人以下
	隔年	49人以下	24人以下	14人以下
	3年毎	29人以下	14人以下	8人以下

(2) 作業の統廃合等の対象

上記(1)に関わらず、設置されている全等級において、直近10年間にわたって、実施公示のない作業については、廃止対象とする。